

造園工事業に対応する主任技術者資格を有する者とは

造園工事業に対応する主任技術者資格を有する者とは、造園工事に係る建設工事業に対応した国家資格又は実務経験を有している者です。

国家資格を有する者（例示）

- ・ 一級造園施工管理技士
- ・ 二級造園施工管理技士

実務経験を有する者

- ・ 実務経験（※1）10年以上
- ・ 実務経験（※1）5年以上（指定学科（※2）の高等学校卒業後）
- ・ 実務経験（※1）3年以上（指定学科（※2）の高等専門学校又は大学卒業後）

※1 実務経験とは、主に造園工事の施工に関する技術上の全ての職務経験をいい、実務経験の確認については、業務責任者経歴書で確認します。

【実務経験に含まれるもの】

- ・ 造園工事に監理技術者、主任技術者等として従事した経験
- ・ 造園工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事した経験
- ・ 造園工事の現場監督技術者として監督に従事した経験
- ・ 造園工事の土工及びその他見習いに従事した経験

【実務経験に含まれないもの】

- ・ 単に建設工事の雑務のみを行った経験
- ・ 建設工事に携わらない職員（事務員等）として勤務した経験
- ・ 当該事業所に雇用されていたが、技術者等として具体的な建設工事に従事していなかった期間

※2 指定学科とは、土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。）、建築学、都市工学又は林学に関する学科をいいます。